



# 茨城県報

第 719 号

令和 8 年 (2026 年) 6 月 8 日

月 曜 日

## 目 次

告 示	ページ
●指定納付受託者の指定 (2 件) (会計管理課) .....	1
●新たに許可等をする知事許可漁業の制限措置等の公示 (水産事務所) .....	2
●許可の更新に伴うさし網漁業のうちしらうおさし網漁業の制限措置等の公示 (水産事務所) .....	3
●土地区画整理審議会委員選挙の選挙期日と選挙人名簿縦覧の公告 (2 件) (土木事務所) .....	4
公 告	
●都市計画の図書の縦覧 (4 件) (都市計画課) .....	5
●開発行為の工事完了 (建築指導課) .....	6
(病 院 局)	
●落札者等の公示 .....	6
(教 育 委 員 会)	
●落札者等の公示 .....	7

## 告 示

### 茨城県告示第427号

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和 彦

- 指定納付受託者の名称  
株式会社めぶきカード
- 指定納付受託者の事務所の所在地  
茨城県水戸市南町3丁目4番12号
- 指定納付受託者を指定した日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 指定納付受託者に納付させる歳入等の内容  
茨城県証紙条例 (昭和39年茨城県条例第25号) 第2条に定める使用料及び手数料
- 指定納付受託者として指定する期間  
令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

**茨城県告示第428号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和8年6月8日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 指定納付受託者の名称  
株式会社日本決済情報センター
- 2 指定納付受託者の事務所の所在地  
東京都港区虎ノ門三丁目8番27号
- 3 指定納付受託者を指定した日  
令和8年4月1日
- 4 指定納付受託者に納付させる歳入等の内容  
茨城県証紙条例（昭和39年茨城県条例第25号）第2条に定める使用料及び手数料
- 5 指定納付受託者として指定する期間  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

**茨城県告示第429号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和2年茨城県規則第75号。以下「規則」という。）第4条第1項に掲げる漁業につき、規則第11条第1項の規定により、許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

令和8年6月8日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武士 和良

**第1 さし網漁業**

- 1 制限措置
  - (1) 漁業種類  
雑魚さし網漁業（掛網漁業）
  - (2) 許可等をすべき漁業者の数  
下表のとおり
  - (3) 操業区域  
下表のとおり
  - (4) 漁業時期  
1月1日から12月31日まで
  - (5) 漁業を営む者の資格  
操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
北浦及び外浪逆浦	1人

## 2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 8 年 12 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 第 2 つけ漁業

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

笹浸漁業

## (2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

## (3) 操業区域

下表のとおり

## (4) 漁業時期

1 月 1 日から 12 月 31 日まで

## (5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦	1 人

## 2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

## 3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、許可の日から令和 9 年 3 月 24 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

## 茨城県告示第 430 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、茨城県霞ヶ浦北浦海区漁業調整規則（令和 2 年茨城県規則第 75 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項に掲げるさし網漁業のうちしらうおさし網漁業につき、規則第 11 条第 1 項の規定により、その許可又は起業の認可（以下「許可等」という。）をすべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可等を申請すべき期間を次のように定める。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県霞ヶ浦北浦水産事務所長 武 士 和 良

## 1 制限措置

## (1) 漁業種類

しらうおさし網漁業（しらうお建網漁業）

## (2) 許可等をすべき漁業者の数

下表のとおり

(3) 操業区域

下表のとおり

(4) 漁業時期

4 月 1 日から 5 月 15 日まで及び 11 月 1 日から翌年 2 月末日まで

(5) 漁業を営む者の資格

操業区域に接する地区（市町村区域内の町若しくは字の区域）に事務所を有する漁業協同組合に所属する者、又は、操業区域に接する地区に主たる住所を有する者

操業区域	許可等をすべき漁業者の数
霞ヶ浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	54 人
北浦及び外浪逆浦の霞北共第 2 種共同漁業権漁場内	15 人

2 許可等を申請すべき期間

令和 8 年 6 月 12 日から令和 8 年 7 月 13 日まで

3 備考

- (1) 当該漁業の許可の有効期間は、令和 8 年 9 月 1 日から令和 13 年 8 月 31 日までとする。
- (2) 当該漁業の許可等に関する取扱いについては、規則に定めるもののほか、別に定める取扱方針によることとする。

茨城県告示第 431 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 58 条第 1 項の規定による研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和 8 年 9 月 13 日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により公告する。

なお、この選挙において同令第 20 条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県土浦土木事務所長 中 川 一 郎

- 1 縦覧期間 令和 8 年 7 月 8 日から令和 8 年 7 月 21 日まで
- 2 縦覧時間 午前 9 時から午後 5 時まで
- 3 縦覧場所 茨城県つくば市島名 2335 番地（諏訪 C13 街区 7）ウィンズヒル 2 階  
茨城県土浦土木事務所つくば支所

茨城県告示第 432 号

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 58 条第 1 項の規定による研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理審議会委員の選挙期日を令和 8 年 9 月 13 日と定めたので、土地区画整理法施行令（昭和 30 年政令第 47 号）第 19 条の規定により公告する。

なお、この選挙において同令第 20 条の規定により作成する選挙人名簿を、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県土浦土木事務所長 中 川 一 郎

- 1 縦覧期間 令和 8 年 7 月 8 日から令和 8 年 7 月 21 日まで

- 2 縦 覧 時 間 午前 9 時から午後 5 時まで  
3 縦 覧 場 所 茨城県つくば市島名2335番地 (諏訪C13街区7) ウィンズヒル2階  
茨城県土浦土木事務所つくば支所

公 告

●都市計画の図書の縦覧

笠間都市計画下水道の変更に伴い、笠間市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
下水道 (笠間市公共下水道)  
2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

笠間都市計画下水道の変更に伴い、笠間市から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
下水道 (岩間公共下水道)  
2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画地区計画の決定に伴い、五霞町から都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画 (旧五霞東小学校地区)  
2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●都市計画の図書の縦覧

岩井・境都市計画地区計画の決定に伴い、坂東市から都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定に基づく当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第20条第2項の規定に基づき、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 都市計画の種類  
地区計画（坂東インターチェンジ周辺地区）
- 2 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

~~~~~

●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県知事 大井川 和彦

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
高萩市大字秋山字西上原453番1、同番5、454番1、466番1、467番1
- 2 事業主の住所及び氏名  
岩手県紫波郡矢巾町医大通二丁目7番7号  
株式会社薬王堂  
代表取締役 西郷 孝一

~~~~~

(病 院 局)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県立中央病院長 小田 竜也

[掲載順序]

①落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続 ⑦落札方式又は随意契約による場合にはその理由

①令和 8 年度診療材料単価契約 一式 ②茨城県立中央病院 茨城県笠間市鯉淵6528 ③令和 8 年 4 月 1 日 ④株式会社エフエヌユニマネジメント 東京都港区芝浦 3 丁目 4 番 1 号 ⑤2,120,781,616円（消費税及び地方消費税相当額を除く。） ⑥随意契約 ⑦地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号の規定によ

る。

~~~~~  
(教 育 委 員 会)

●落札者等の公示

次のとおり落札者等について公示します。

令和 8 年 6 月 8 日

茨城県教育委員会教育長 柳 橋 常 喜

- 1 落札又は随意契約に係る物品等又は特定役務の名称及び数量  
茨城県教育情報ネットワーク運用保守業務委託 1 式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
教育庁学校教育部教育改革課 茨城県水戸市笠原町978番6
- 3 落札者又は随意契約の相手方を決定した日  
令和 8 年 4 月 1 日
- 4 落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所  
住所 東京都新宿区西新宿二丁目 3 番 2 号  
氏名 KDD I 株式会社 代表取締役 松田 浩路
- 5 落札金額又は随意契約に係る契約金額  
69,600,000円 (消費税及び地方消費税相当額を除く。)
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第372号) 第11条第 1 項第 2 号

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行)  
(休日の場合は繰下発行)

発 行 茨 城 県

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)